

「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」 に必要な添付書類一覧表

No.	必 要 書 類	部数		備 考
		市	返	
1	申請書（様式第1号）	原	原	申請地が共有の場合は共有者の一人、相続登記未了の場合は相続人の一人でも可。 2部ともに押印・捺印（省略可）
2	委任状	原	写	本人申請の場合は不要。
3	生産緑地の登記事項証明書	原	写	3か月以内に発行されたもの。 全部事項証明書でも登記事項要約書でもよい。 登記情報提供サービスのプリントアウトでもよい。 <u>※原本還付請求に応じる。</u> 登記情報提供サービスを利用して得られた「照会番号」を登記事項証明書の代わりに添付すれば、登記事項証明書の添付を省略できる
4	案内図（位置図）	1	1	1/2,500が望ましい。 申請地が分かるように示すこと。 区画整理地内は、仮換地の場所を示すこと。
5	付近土地整理図（公図） ※区画整理地内の場合、 仮換地証明書及び仮換地図	写	写	公図は法務局発行。 申請地が分かるように示すこと。
6	農地基本台帳	原	-	居住地の農業委員会事務局で発行したもの。 閲覧でも可。
7	徐籍謄本 ※買取り申出事由が死亡の場合	原	-	<u>※原本還付請求に応じる。</u>
	医師の診断書 ※買取り申出事由が故障の場合	写	-	都市計画課の受付印が押されたもの。
8	その他（必要に応じて）	原	-	相続登記未了の場合、申請人が相続人であることを証明する書類、など。 <u>※原本還付請求に応じる。</u>

■受付日：豊田市農業委員会業務日程（ホームページ参照 A案件の日程）のとおり

■問合せ：豊田市農業委員会事務局（市役所西庁舎7階） Tel：0565-34-6639

※主たる従事者とは、土地所有者及び世帯主に限らず、生産緑地を耕作していた中心人物のことをいい、次の者を含む。

- ①買取り申出日において主たる従事者が65歳未満である場合
主たる従事者の年間従事日数（生産緑地に係る農業）の8割以上従事していた者
- ②買取り申出日において主たる従事者が65歳以上である場合
主たる従事者の年間従事日数（生産緑地に係る農業）の7割以上従事していた者

例：父（80歳） 200日/年 主たる従事者
 母 100日/年
 息子 150日/年 主たる従事者